

令和3年12月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1.開催日時 令和3年12月24日(金) 9時00分開会

2.開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3.出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	欠席	委員	14番	坂本 江里子

4.欠席委員 1名 7番 深田 広文

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第11号 合意解約等について

第3 議案第58号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第59号 農地法第5条の規定による許可について

第5 議案第60号 非農地証明について

第6 議案第61号 あっせんについて

第7 議案第62号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

第8 議案第63号 荒廃農地の非農地判断について

## ○事務局

おはようございます。

まず開会前に報告申し上げます。本日は7番の深田委員から欠席の届けが提出されております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから令和3年12月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり会長に御挨拶いただき、そのあと、議事進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。

## ○会長

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

いよいよ、今年も残すところ一週間余りとなりました。昨年、新体制に移行してから、7月で2年目に入りまして、委員の皆様には農業委員会という組織の一員として、農地法に基づく業務と、農地利用の最適化のために非常に頑張っていたいております。

農地を守るため、農業委員会の役割は大変重要であります。本市の農業振興を図るためにも、今後とも引き続き、頑張ってくださいようお願いを申し上げます。

1年間本当に御苦労さまでした。

また、最近コロナにおいてオミクロン株が増えつつあって、心配になるところがありますが、拡大しないことを願いたいと思います。

## ○議長

それでは、本日の会議を開催いたします。

本日の日程は配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

12番 中村正幸委員、13番 日笠山昭代委員を指名いたします。

## ○議長

続きまして日程第2、報告第11号「合意解約等について」事務局報告をお願いいたします。

## ○事務局

日程第2、報告第11号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番から4番の4件で、台帳現況地目畑の8筆、18,462平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第58号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。議案説明をお願いします。

## ○事務局

日程第3、議案第58号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は2ページです。

今月は所有権移転3件、賃借権設定1件、合計4件の申請がありました。

1番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畑の3筆で、現況面積1,361平米を贈与により所有権移転するものです。

2番です。榕城上之原町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積582平米を贈与により所有権移転するものです。なお、譲受人の耕作面積は現在1,824平米であり、申請地582平米を合わせて下限面積2,000平米を超えます。

3番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積3,065平米を賃借により5年間借り受けるものです。

4番です。榕城朝日が丘地区です。台帳現況地目、田の3筆で現況面積1,386平米を売買により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。

続いて担当委員から報告をお願いします。まず、番号1について、2番委員お願いいたします。

### ○2番委員

2番です。整理番号1について報告いたします。

昨日、23日朝8時半より、担当推進委員と譲受人代理人と立会いのもと、現地確認を行いました。

現地は、小学校の裏側にあり、譲渡人の夫の実家の横の圃場と、その周辺の圃場2枚になります。

譲受人は、1番目の圃場には野菜を作り、2番目と3番目には牧草を植えるということで、確認をとりましたので、許可相当と考えます。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。

続いて整理番号2、3、4について5番委員お願いいたします。

### ○5番委員

はい、5番委員です。整理番号2について説明します。

23日の9時40分、昨日ですけれども合同現地調査終了後に、担当推進委員と私で現地調査を行いました。

譲渡人は、都合が悪くて、電話で確認しております。

現地は、種子島高校畜舎から桃園に抜ける道沿いでそこから少し入ったところでした。

譲渡人は、市内在住でミカン園を数か所所有しており、申請地はミカン園で高齢になり、管理が行き届かなくなったということで、昔から交流のあった譲受人に、無償で贈与したいということです。

譲受人は、安納イモを作っていますが、これを機に、20アールを超えるので少しずつ規模拡大したいということでした。許可相当だと思います。

続いて番号3について説明します。

22日の4時、貸し人、借り人、担当推進委員と私で現地調査を行いました。

貸し人は、桃園のトマト農家で、借り人は同じ地区内にいる若手の市場園芸を主

にしている若手農家です。

現地は、桃園地区内で山に囲まれており、軽トラックが通るのがギリギリの橋を渡った先の畑で、ピーマンとかネギとかの野菜を作っていました。

今まで使用貸借で作っていたようですが、賃貸借で契約したほうがいいということで、今回の申請になったようです。

続きまして4番です。

22日の4時半から譲受人と担当推進委員と私で現地調査を行いました。

現地は、甲女川の阿首浄水場の下にある水田です。

譲渡人は、和歌山県在住の土地持ち非農家で、本人は高齢のため同居している娘さんに電話で確認を行いました。

譲受人は、小牧野在住の農家さんです。

30年か40年前に、譲受人の田んぼの隣に荒れた田んぼがあって、そこを地主さんに相談して、せまち直しと言いますか、3枚を1枚にしたそうで、現在も1枚になっております。

譲渡人が高齢になってきたので、西之表在住の知人に相談して、今回の申請になったそうです。

以上、許可相当だと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局並びに担当委員から説明報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

( 挙手なし )

#### ○議長

無いようですので、質疑を終了し、議案第58号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定いたしました。

#### ○議長

続きまして日程第4、議案第59号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。議案説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第4、議案第59号「農地法第5条の規定による許可について」を説明いたします。資料は3ページです。

1番です。下西壱泊地区です。現況地目畑の1筆で、面積499平米を宅地に転用するものです。

申請理由は、借家住まいなので、申請地を求め、自己の住宅を建築したいということです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象

となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は北側道路、東側西側南側は畑となっていますが、境界から2.5メートルほど距離をとっており、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されています。

資金調達については、融資予定証明書により確認がとれています。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。

この件につきましては、昨日、現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をよろしくお願ひします。

#### ○9番委員

9番です。昨日、8番委員、事務局から2名、担当委員、担当推進委員、代理人の計7名で調査を行いましたので報告いたします。

申請地の場所は、警察署の近くで、一般住宅を建てたいということです。道路占用許可も取っており、排水は住宅の前にある農道に100ミリの管を200メートルぐらい埋め込んで下のほうの側溝につないでいくということでした。

申請地に住宅が建つことによって、周りには被害がないだろうと、申請どおり許可相当ではないかとの意見の一致を見たところでした。

皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から、補足の説明があればお願ひをいたします。

番号1について2番委員、何かあったらお願ひします。

#### ○2番委員

2番です。調査委員長の報告どおり、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手でお願ひをいたします。

#### ○5番委員

5番です。スライドの申請地の右側の建物は何ですか。

#### ○事務局

これは住宅です。

#### ○議長

ほかに。

#### ○11番委員

11番です。今、排水は申請地から200メートルぐらい掘って管を埋めて側溝に流すという説明でしたが、右側の建物の排水の処理は、どういうふうな形になっているのですか。

#### ○8番委員

8番です。右側の建物を過ぎたところがちょうど勾配の天辺になっていて、申請地から左側に200メートル行ったところに大きな側溝があって、排水はそこに流

すということです。右の建物は、右側の警察署側の側溝に流す形になっています。

#### ○議長

ほかに。

( 挙手なし )

#### ○議長

無いようですので質疑を終了しまして、「農地法第5条の規制の規定による許可について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、承認することに決定いたしました。

#### ○議長

続きまして日程第5、議案第60号「非農地証明について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

日程第5、議案第60号「非農地証明について」を説明いたします。資料は4ページです。

1番です。榕城中目地区です。台帳地目は畑ですが、昭和40年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

2番です。下西川迎地区です。台帳地目は畑ですが、平成25年頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。これにつきましても昨日、現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いいたします。

#### ○9番委員

9番です。非農地に関しましても、先日、調査委員2名、事務局2名、担当委員、担当推進委員、代理人の計7名で、現地調査を行いました。

番号1についてです。

申請地は、榕城小学校の裏門から北の方に上がっていく坂道を上り切ったところでした。昭和40年頃から耕作しておらず、現在は山林になっていました。ここを農地に戻すのは無理だろうということで、申請どおり許可相当ではないかとの意見の一致を見たところです。

次に、番号2について報告します。

ここは下西小学校の裏の方の道をずっといったところの途中にある農地でした。現在原野になっています。スライドを見ていただいたら分かるかと思いますが、見た感じ非農地にはまだかなと思われるかもしれませんが、ここは7年前まで耕作していた畑だそうです。どうして耕作しなくなったのかというと、地浅で石が出て、水はけも悪く、土が悪すぎてあんまり作物が出来ないそうです。復元してもおそら

く借り手は見つからないだろうということでした。それで、その土地の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用出来ないと見込まれる土地という交付基準1の(エ)に基づくのではないかと意見の一致を見たところです。申請どおり許可相当ではないかという意見の一致を見ました。

皆様の御審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から補足説明がありましたらお願いをいたします。まず、整理番号1について5番委員お願いいたします。

#### ○5番委員

5番です。整理番号1についてですが、調査委員長が、言われたとおりです。

#### ○議長

ありがとうございました。続いて、整理番号2について2番委員お願いいたします。

#### ○2番委員

2番です。調査委員長が報告した7年前まで耕作していたのは自分でして、自分が1年半ぐらい、豆を作るために使わせてもらいました。申請地は、周りにニガ竹が茂っていて、風が当たりにくいのですが、リッパーをかけたら石は出てくる、水はけは悪いでイモも作れなかったので、1年半で返却した土地で、それから誰も借り手がなくてこのような状態になっています。自分が返却した過去があって言うのはなんですけど、借り手は多分見つからないだろうと自分は考えます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま、担当委員から補足説明がありました。皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

( 挙手なし )

#### ○議長

無いようですので、これから議案第60号「非農地証明について」の採決をいたします。

原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、原案どおり承認することといたします。

#### ○議長

続きまして、日程第6、議案第61号「あっせんについて」を議題といたします。説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第6、議案第61号「あっせんについて」を説明いたします。資料5ページです。

1番「貸したい」の申出です。場所は現和西俣地区です。10アール当たり9、

000円、3年間の賃貸借で、維持管理費は借り人負担でお願いしたいとのことです。

あっせん委員につきましては、6番鮫島委員と12番中村委員をお願いいたします。以上で説明終わります。

#### ○議長

はい。ただいま事務局から説明がありました。この件について何か皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いいたします。

#### ○6番委員

6番です。借り手が確定しましたので報告します。

#### ○議長

はい、ということですので、この後、貸し借りの手続きをお願いします。

#### ○議長

それでは続きまして日程第7、議案第62号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

日程第7、議案第62号、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず、利用権の設定についてです。6ページをお開きください。

1段目は、12月20日に取り下げとなりました。

2段目です。期間が令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間、地目畑、面積4,984平米、利用権を設定する者3人、受ける者2人です。

内訳については7ページを、詳細については9ページから13ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転について説明いたします。14ページをお開きください。

1段目です。所有権の移転時期については、令和4年1月1日です。地目畑、面積1,592平米、所有権の移転をする者1人、受ける者1人です。

内訳については15ページを、詳細については、16ページから20ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定について説明いたします。

まず、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明いたします。21ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年12月31日から令和8年12月30日までの5年間、地目畑、面積11,802平米、利用権の設定をする者4人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年12月31日から令和13年12月30日までの10年間、地目畑、面積33,271平米、利用権の設定をする者5人、受ける者1人です。

内訳については、22ページを詳細については、23ページから33ページをご覧ください。

続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。34ペ



ージをお開きください。

1 段目です。期間が令和 3 年 1 2 月 3 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 0 日までの 5 年間、地目畑、面積 1 1, 8 0 2 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 6 人です。

2 段目です。期間が令和 3 年 1 2 月 3 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 0 日までの 1 0 年間、地目畑、面積 3 3, 2 7 1 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 4 人です。

内訳については 3 5 ページを、詳細については 3 6 ページから 4 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。それでは担当委員の報告をお願いいたします。なお、整理番号 1 番については、先ほど事務局の説明であったように、1 2 月 2 0 日に取下げとなっております。整理番号 2 について、1 1 番委員、報告をお願いいたします。

## ○1 1 番委員

1 1 番です。整理番号 2 について報告します。

昨日、借り人、担当推進委員の 3 名で、現地調査をしました。

借り人は、古田の番屋峯に居住し、個人で茶業を経営する認定農家です。

貸し人は、土地持ち非農家で、鹿児島在住のため電話で確認をしました。

申請地は古田、御前橋の近くで、周りには茶畑が点在しております。この申請地には、茶を植えるとのこと。現在、茶価格も低迷している中ですが、有機栽培を行い、紅茶、ウーロン茶等の発酵茶に取り組み、付加価値を高め、商品化して販売をしております。加工用の器具、機械労力、経営、技術力も十分ですので、許可相当と考えます。

審議をお願いします。

## ○議長

ありがとうございました。それでは続いて整理番号 3、4 について 1 3 番委員、報告をお願いいたします。

## ○1 3 番委員

1 3 番です。整理番号 3 及び 4 について、借り人が同一でありますので、合わせて報告をいたします。

1 2 月 1 8 日、借り人及び担当推進委員立会いのもと、現地調査を行いました。

借り人は、住吉地区で精脱工場を経営する農地所有適格法人であります。

申請地は、少し荒れてきていたので周りの草を払って、春植えのキビを作付する準備がされておりました。

両方の貸し人には電話にて確認をしております。

借り人は、今後もサトウキビの作付面積を増やしていきたいということでありました。経営技術等何ら問題はありませぬので、許可相当と考えます。

皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

## ○議長

ありがとうございました。続いて、所有権移転整理番号1について、1番委員、報告をお願いします。

### ○1番委員

はい、1番です。

12月23日1時から担当推進委員、譲受人立会いのもと現地調査を行いましたので報告いたします。

現地の農地につきましては、安納小学校近くの農地になります。この農地につきましては、所有権を移転する者が、5、6年前に離農するときに、財産処分をして、譲受人が全部引受けたのですが、当時この農地だけが譲渡人に名義が変わっていなかったのですが、最近やっと変わったので、今回の申請になったということでございます。

申請地はその間荒れておりましたが、ハウス等を利用して育苗ハウスにしたいと、また、野菜も植えたいということでもございました。

双方を確認いたしました。間違いございませんでした。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑がありましたら挙手でお願いをいたします。

### ○12番委員

12番です。16ページの対価ですが、面積に対して金額が高いと思うのですが、何か理由があるのですか。

### ○事務局

現況の畑については1反6畝ぐらいですけど、登記簿上は、3反近くある土地になってきます。畑だけじゃなくて、畑以外も含めてこの土地の面積全体が3反近くあるということで、それに対しての対価ということになっています。

### ○議長

いいでしょうか。ほかに。

( 挙手なし )

### ○議長

無いようですので、議案第62号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### ○議長

続きまして日程第8、議案第63号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

### ○事務局

日程第8、議案第63号「荒廃農地の非農地判断について」を説明いたします。

資料は46ページから58ページです。

対象農地につきましては、今年7月から9月にかけて、皆様に行っていただいた農地の利用状況調査において、荒廃農地として上げていただいた農地を先月改めて調査していただき、その調査結果を現況地目欄に記載してあります。これに基づき、本日の定例総会において、原野、山林として確認していただきました土地を、非農地と判断してよろしいか審議していただきたいと思っております。

なお、対象農地241筆のうち、原野が152筆、200,507平米、山林が70筆、66,731平米、畑が19筆、16,866平米となっております。以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。

今までは担当委員がどこからどこまでが原野、畑というふうに説明していましたが、時間が非常にかかり、銘々が記入するには時間が足りないということで、事務局が状況調査の結果を一覧表に書いていただいております。

これにつきまして、何か皆さんのほうから質疑御意見ありましたら挙手でお願いをいたします。

#### ○11番委員

11番です。57ページの218番ですが、現在、農道として利用しているのですが、地目が「畑」となっています。「公衆用道路」とできないのでしょうか。

#### ○事務局

農道というのが個人の所有になると、「その道路を3人以上利用しないと公衆用道路として認められない」というのがあります。

この土地について、畑の所有者が入り口の左側の畑の耕作者と奥の畑の耕作者が使うということで、転用申請をして許可されると、農地ではなくなることとなります。

ここでいう非農地判断というのは、「人が手を加えないで原野、山林となっている場合に非農地として判断をしなければならない」というのがあります。多くの方がこの土地を道路として使用したいのであれば、転用申請をして許可をもらう方法しかありません。従いまして、今回は地目を「公衆用道路」には変えずに「畑」として載せてもらいました。

#### ○議長

よろしいでしょうか。ほかに。

( 挙手なし )

#### ○議長

無いようですので、議案第63号「荒廃農地の非農地判断について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

た。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

1 2 番委員 \_\_\_\_\_ 印

1 3 番委員 \_\_\_\_\_ 印